認可地縁団体制度の改正（合併及び書面等による決議を可能とする見直し）

Ｒ４改正

○　地方公共団体からの要望を踏まえ、認可地縁団体の活動の維持・継続など持続可能性の向上のため、合併及び書面等による非対面の決議を可能とするべく、令和４年に地方自治法を改正（第12次地方分権一括法による一部改正）。

改正前

地方自治法

○ 認可地縁団体に関する規定について、
① 合併の規定が定められていない。
② 書面又は電磁的方法による決議の規定が定められていない。

認可地縁団体

合併規定なし

解散 → 団体の新設等

合併したいだけで、解散したい訳ではないけど・・・

支障

○ 認可地縁団体が合併するには、解散に伴う清算手続等を経る必要がある。

○ 決議に当たって、総会の開催を省略できない。

→ 認可地縁団体の活動の制約要因に

改正後

○ 認可地縁団体に関する規定において、
① 合併の規定を新たに定める。
② 書面又は電磁的方法による決議の規定を新たに定める。

認可地縁団体

合併規定あり

解散 → 合併

解散に伴う清算手続等を経ずに合併が可能に

（第12次地方分権一括法による地方自治法改正（R4.8.20公布、R5.4.1施行）

効果

○ 合併規定に基づき権利義務の全部の承継が可能となることから、解散に伴う清算手続等の事務負担が軽減

○ 書面等による非対面の決議が可能となり、利便性が向上

→ 認可地縁団体の活動の維持・継続に寄与

（注）上記見直しと併せて、認可地縁団体の解散に伴い必要な債権者に対する公告の回数を３回以上から１回とする見直しを行っている。